



YAMATO
TRANSPORT
EUROPE

日本向け単身プラン

欧州ヤマト運輸株式会社
フランクフルト支店



(商品概要)

日本向け海上輸送 エコノミー海外引越サービス

料金に含まれるもの

- 梱包資材(ダンボール、ガムテープ、緩衝材)
- 集荷料(ローカルトラック会社)
- 輸出通関料
- ヤマト倉庫での入出庫作業
- コンテナ積込み作業
- ヤマト倉庫～HAMBURG港までのトラック輸送
- HAMBURG港～東京港の海上運賃
- コンテナ引出し作業
- 輸入通関料
- ヤマト日本倉庫での作業料
- 日本での配達作業料
- 輸送保険(付保上限額200万円)

料金に含まれないもの

- 梱包・開梱サービス
- 資材回収サービス
- 廃棄サービス
- 関税



(料金)

Frankfurt am Main市内（30km未満）からの料金

（単位：ユーロ）

| プラン名 | エリア① | エリア② | エリア③ | エリア④ |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 単身10 | 1,200 | 1,300 | 1,500 | 1,700 |
| 単身15 | 1,300 | 1,400 | 1,700 | 1,800 |
| 単身20 | 1,400 | 1,500 | 1,800 | 2,000 |
| 単身25 | 1,600 | 1,700 | 2,000 | 2,500 |
| 単身30 | 1,800 | 1,900 | 2,200 | 2,800 |
| 単身35 | 2,100 | 2,200 | 2,500 | 2,900 |
| 単身40 | 2,400 | 2,500 | 2,800 | 3,200 |

※下記の都道府県別エリア表をご参照下さい。

都道府県別エリア表

| エリア | 都道府県名 |
|-----|--|
| ① | 東京、千葉、埼玉、神奈川、茨城、大阪、兵庫、京都、奈良、和歌山、滋賀 愛知、静岡、岐阜、長野、広島、福岡、佐賀 |
| ② | ①、③、④以外の地域 |
| ③ | 北海道 |
| ④ | 沖縄（本島のみ） |

他のドイツ地域からの追加料金

（単位：ユーロ）

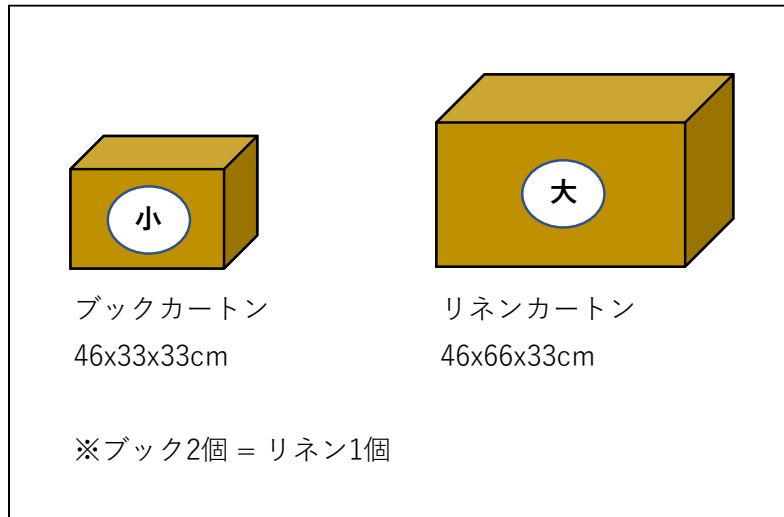
| Frankfurt am Main市内からの距離 | 追加料金 | 都市名 |
|--------------------------|------|---------------------------------|
| ・ 30km以上100km未満 | 400 | Heidelberg, Mannheim |
| ・ 100km以上200km未満 | 700 | Stuttgart, Nuernberg, Bonn |
| ・ 200km以上400km未満 | 900 | Muenchen, Hannover, Duesseldorf |
| ・ 400km以上600km未満 | 1500 | Hamburg, Berlin |

上記以外の場合はお問合せください。



(ヤマトの箱について)

| プラン名 | 箱の内訳 | |
|------|------|----|
| | 小 | 大 |
| 単身10 | 6 | 4 |
| 単身15 | 9 | 6 |
| 単身20 | 12 | 8 |
| 単身25 | 15 | 10 |
| 単身30 | 18 | 12 |
| 単身35 | 21 | 14 |
| 単身40 | 24 | 16 |



(お取引条件)

- 個人様が対象
- お客様ご自身での梱包
- 1箱25kg以内
- お客様ご自身で梱包リストを作成
- 料金の支払いは出荷前に前払い
- お支払いは弊社への銀行振込み
- 日本に持って行けないものがあります
(禁制品)※次ページ参照
- 日本に持っていける数量に制限があるもの
があります(規制品)※次ページ参照



(お引越荷物としてお受けできないもの) - 禁制品 -



お荷物の中から税関検査にて発見された場合、検査料・処分費用が発生します。
お客様負担となりますので、予めご了承ください。

| | | | |
|---------|--|--------|----------------|
| 爆発物・危険物 | 火薬類（花火、火薬）、高圧ガス（ガスボンベ、スプレー缶）、可燃性物質（マッチ、ライター）、リチウム電池単体、毒物類（毒物、劇物）、武器（猟銃、空気銃、刀（刃渡り15cm以上）、剣（刃渡り5.5cm以上）など ※模造刀も不可、モデルガン、スタンガン | | |
| 動植物関連 | ワシントン条約該当品（規制対象に該当する動物・植物、その加工品：ワニ皮製品や象牙製品など）、種・球根・土（土が付着したものを含む）、わら製品（ゴザなど）、生きている動植物 | | |
| 食料品類 | 生鮮食品、肉製品 | | |
| 貴重品 | 現金、有価証券（手形・小切手・商品券）、貴金属、古美術品、価格価値の算定が困難なもの、クレジットカード、パスポート、免許証など | | |
| 文書・書籍 | ポルノ、政治的文書 | 偽造・海賊版 | 偽造されたもの、海賊版の物品 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・車両（自動車、バイク、自走式軽車両） ・麻薬および向精神薬 ・大量薬品 ・腐りやすいもの ・法令などにより輸入証明書や承認書がないとおくれないもの | | |

※ リチウムイオン電池（内蔵型電化製品を含む）は、航空便のみです。



パソコン類

重要なデータは記録媒体に必ずバックアップを取っておいてください。ノート型は手荷物で携行を、デスクトップ型は船便で送ることをおすすめします。



乾電池

安全に輸送するために、できるかぎり乾電池を本体から抜いておいてください。



(お引越荷物として注意が必要なもの) - 規制品 -



- ・お荷物の中から税関検査にて発見された場合、検査料・処分費用が発生します。
お客様負担となりますので、予めご了承ください。
- ・お手元にある市販薬・処方箋（日本のもの、海外のもの）は、
お手荷物でお持ちいただくようお願いします。

| | 日本のもの | 海外のもの |
|--------------------------|--|---|
| 医薬品及び 医薬部外品 育毛剤を含む | 日本の市販薬：2ヶ月分以内まで お引取りができます。 日本の処方箋医薬品は、 税関への申告および検査が厳しいため、 お引取りを停止しています。 | 海外の市販薬および処方箋医薬品は、 薬の成分確認をすることが難しく、 日本の関税法に抵触する場合がありますため、 お引取りを停止しています。 |
| 外用剤 処方箋医薬品を除く | 1品目24個までお引取りができます。 コンタクトレンズは、1DAY：120枚まで、2WEEK：8枚までお引取りができます。 | |
| 化粧品類 | シャンプー、リンス、トリートメント、スタイリング、ヘアカラー、洗顔料、石けん、 歯磨き粉、シェービングローション、バスオイル・ソルト、乳液、化粧水、香水、オーデオロン、 ハンドクリーム、日焼け止め、クレンジングクリーム、パウダー、ファンデーション、口紅、 リップクリーム、アイシャドー、アイライナー、マスカラ、チーク | |
| 家庭用医療機器 | 1セットまで | 血圧計・電気マッサージ器など家電量販店で購入できる家庭用のもの。 CPAP（無呼吸症候群治療補助器）の本体（部品・付属品を含む）、 ネブライザーなどは家庭使用のものでもお引取りはできません。 |
| 動物用 医薬品、化粧品 | お引取りはできません。 | |
| 新品・ 海外取得品 | 新品とは現地にて取得したもので身の回り品6ヶ月以内、家具調度品1年以内に取得した もの（購入品、もらいもの、中古購入品など） <u>未使用品で購入から6ヶ月以上および1年以上経過しているものであっても税関検査にて</u> <u>税関が新品と判断したものは新品扱いとされます。</u> (6ヶ月以上前、1年以上前に購入した証明があれば使用中として認められます。) | |
| 乗り物・ドローン | カヤックなどの船舶類、電動自転車やセグウェイは、お引取りできません。 ドローンは、総重量200gを超えるものは新品・中古問わずにお引取りできません。 | |
| その他 | 1点または1組が50万円を超過する毛皮、宝飾品、彫刻・骨董品等の芸術作品その他 これらに類するものは、お引取りできません。 | |



(お引越荷物としてご注意が必要なもの)



- ・お荷物の中から税関検査にて発見された場合、検査料・処分費用が発生します。お客様負担となりますので、予めご了承ください。
- ・航空便での食品発送は、検査が厳しいためお勧めいたしません。

動物検査検査・ 植物検査検査に 対象するもの



原則として対象品は、お引取りができません。

植物検査検査対象品の場合は、発送国からの検査証明書が必要です。日本通関時に検査証明書がない場合は、滅却処分扱いとなります。罰則がありますので、十分にご注意ください。



食品

- ・米類（精米・白米・玄米）、穀類・豆類・種類（チアシード、クコの実、アサイーベリー、キヌア、ひよこ豆など）、ドライベジタブル（切り干し大根など）は対象品のため、お引取りができません。
- ・以下いずれかの条件に当てはまる食品は、お引取りができません。
 - 1) 小売用市販品でない（市場等で買った食品）
 - 2) 密封容器に入っていない（タッパや袋に入っている食品）
 - 3) 未開封の状態でない（封が開いている食品）
- ・調味料・香辛料・ドライフルーツ（ドライイチゴを除く）は対象品ですが、以下すべての条件に当てはまる場合は、お引取りができます。
 - 1) 小売用市販品である
 - 2) 密封容器に入っている
 - 3) 未開封の状態である

植物検査に 関わるもの

- ・植物を使った装飾品・服飾品・工芸品の場合、加工の度合いによって検査対象です。市場で購入したのも検査対象です。
 - 1) クリスマスツリー、松ぼっくり（塗装やコーティング等の加工を施していない）
 - 2) 植物を使った手作りの装飾品・服飾品・工芸品
 - 3) ドライフラワー（プリザーブド・フローズン）
 - 4) ポップコーンのもと

動物検査に 関わるもの

- ・肉製品（ジャーキー、ハム、ソーセージ、ベーコン、肉まんなど）は対象品のため、お引取りができません。